

水道法水質基準項目及び検査頻度

(平成22年 4月 1日施行)

連番	項目名	基準値	検査頻度			
			毎月	3ヶ月 に1回	回数減 の可否	省略の 可否
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。			×	×
2	大腸菌	検出されないこと。			×	×
3	カドミウム 及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下であること。			注3)	注4)
4	水銀 及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg /L 以下であること。			注3)	注4)
5	セレン 及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下であること。			注3)	注4)
6	鉛 及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下であること。			注3)	注5)
7	ヒ素 及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下であること。			注3)	注4)
8	六価クロム 及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L 以下であること。			注3)	注5)
9	シアン化物イオン 及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下であること。			×	×
10	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下であること。			注3)	×
11	フッ素 及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下であること。			注3)	注4)
12	ホウ素 及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下であること。			注3)	注4) 海水 を原水とす る場合は×
13	四塩化炭素	0.002mg/L 以下であること。			注3)	注6)
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下であること。			注3)	注6)
15	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジク ロロエチレン	0.04mg/L 以下であること。			注3)	注6)
16	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下であること。			注3)	注6)
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下であること。			注3)	注6)
18	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下であること。			注3)	注6)
19	ベンゼン	0.01mg/L 以下であること。			注3)	注6)
20	塩素酸 ^{注1}	0.6mg/L 以下であること。			×	×
21	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下であること。			×	×
22	クロロホルム	0.06mg/L 以下であること。			×	×

水道法水質基準項目及び検査頻度

(平成22年 4月 1日施行)

連番	項目名	基準値	検査頻度			
			毎月	3ヶ月 に1回	回数減 の可否	省略の 可否
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下であること。			×	×
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下であること。			×	×
25	臭素酸	0.01mg/L 以下であること。			×	注7)
26	総トリハロメタン ^{注2}	0.1mg/L 以下であること。			×	×
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下であること。			×	×
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下であること。			×	×
29	ブromoホルム	0.09mg/L 以下であること。			×	×
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下であること。			×	×
31	亜鉛 及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること。			注3)	注5)
32	アルミニウム 及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下であること。			注3)	注5)
33	鉄 及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること。			注3)	注5)
34	銅 及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること。			注3)	注5)
35	ナトリウム 及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下であること。			注3)	注4)
36	マンガン 及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること。			注3)	注4)
37	塩化物イオン	200mg/L 以下であること。			注8)	×
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下であること。			注3)	注4)
39	蒸発残留物	500mg/L 以下であること。			注3)	注4)
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下であること。			注3)	注4)
41	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下であること。	注9)		×	注10)
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下であること。	注9)		×	注10)
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下であること。			注3)	注4)
44	フェノール類	フェノールの量に関して、0.005mg/L 以下であること。			注3)	注4)

水道法水質基準項目及び検査頻度

(平成22年 4月 1日施行)

連番	項目名	基準値	検査頻度			
			毎月	3ヶ月に1回	回数減の可否	省略の可否
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下であること。			注8)	×
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。			注8)	×
47	味	異常でないこと。			注8)	×
48	臭気	異常でないこと。			注8)	×
49	色度	5度以下であること。			注8)	×
50	濁度	2度以下であること。			注8)	×

注1：平成20年4月1日からの新規追加項目

注2：総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和

注3：水源に汚染物質を排出する施設の設置状況から、原水の水質が大きく変わるおそれの少ないと認められる場合、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には概ね1年1回以上、基準値の10分の1以下の場合には概ね3年に1回以上とすることができる。

注4：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周囲の状況から、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注5：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周囲の状況ならびに、薬品等及び資機材等の使用状況から、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注6：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周囲の状況(地下水を水源とする場合は近傍の地域の地下水の状況を含む)から、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注7：過去の検査結果が基準値の3分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周囲の状況から、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可)。

注8：自動連続測定・記録をしている場合は3ヶ月に1回以上

注9：臭気物質を産出する藻類の発生が少なく、検査を行うことが必要ないと明らかに認められる期間を除く。

注10：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周囲の状況(停滞水域を水源とする場合は、臭気物質を産出する藻類の発生状況を含む)から、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。